

広島県告示第千百十一号

平成二十三年広島県告示第二百五十四号（広島県港湾施設管理条例に基づく広島港に係る地区で知事が別に定めるもの及び福山港に係る地区で知事が別に定めるものの指定等）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号中「出島二丁目一番六七及び一番七五」を「出島三丁目一番六七、一番七五及び一番七六」に改める。

第二号中「一〇八番二地先」を削り、「一〇八番六」の下に「一〇八番七、一〇八番八」を加える。